

粗大ごみ収集 (有料)

家庭から出されるごみで、最大の辺又は径が30cmを超えるもの、あるいは棒状で1mを超えるもの。また、引越しや大掃除などで一時的に多量に出るごみについても、有料で収集します。品目ごとに料金が定められていますので、粗大ごみ収集受付センターでご確認ください。

※家電リサイクル法対象品目については、大阪市では収集できません。(2ページ参照)

資源化可能な古紙は古紙・衣類分別収集にお出しください。なお、一時的に多量に出される場合は、再生資源事業者に収集を依頼してください。(6ページ参照)

粗大ごみ収集受付センター

インターネットでのお申込先



<https://s-kantan.com/kankyo-osaka-u/>

24時間、365日、いつでもお申込み可能です。

パソコン、スマートフォン等からアクセスして、画面の案内に従ってお申し込みください。

※お申込み内容の確認のため、粗大ごみ収集受付センターからご連絡することがあります。



スマートフォンから見やすくなりました!

ご家庭の固定電話でのお申込先

0120-79-0053 (通話料 無料)

携帯電話・スマートフォンでのお申込先

0570-07-0053 (通話料 有料)

月曜日～土曜日(祝日:受付可)、9時～17時

12月29日～1月3日を除く。

※月曜日や祝日の翌日、また、受付開始直後はお申込みが多く、電話が繋がりにくい場合があります。

受付センターが確認する項目

- 住所
- 氏名
- 電話番号(連絡先)
- ごみ置き場の場所
- 粗大ごみの品目や大きさ、数量

※同じ品目でも、大きさにより料金が異なるものや粗大ごみの品目がないものについては、幅・奥行・高さの合計により料金設定しているため、大きさを確認しています。

受付センターからお伝えする項目

- 収集日
- 受付番号
- 品目ごとに必要な料金



※収集日は受付から4日後以降(日曜日を挟む場合は5日後以降)になります。

なお、1か月程度先までであれば、ご希望の収集日(日曜日を除く)を選択できます。

※ふれあい収集(1ページ参照)をご希望の方は直接お住まいの地域を担当する環境事業センター(8ページ参照)へお申し出ください。

出し方と注意

●手数料券(シール)に受付番号又は氏名を記入し、品目1点ごとによく見えるところに貼り付けてお出しください。

●受付の際にお知らせした収集日の午前9時までに家の前(又は指定場所)にお出しください。

●収集が終わるまで、手数料券の「購入者控(領収書)」を保管してください。



注意事項

- ①お申込みされていないもの、手数料券が貼り付けられていないもの、手数料が不足しているものは収集できません。
- ②寝具類等は、かさばらないようにくくってお出しください。
- ③石油ストーブは灯油と電池を抜き取ってからお出しください。
- ④品目は、解体しても解体前の料金を徴収させていただきます。ただし、品目によっては、あらかじめ解体してから出していただく場合があります。

粗大ごみ処理手数料券の購入方法

① 手数料を確認後、取扱店で品目1点ごとに「粗大ごみ処理手数料券」(以下、手数料券)を購入してください。手数料券は、200円、400円、700円、1,000円の4種類です。

手数料券(見本) 200円券の場合



一度貼るとはがすことができませんので、注意してください。

② 手数料券は、「粗大ごみ処理手数料券取扱店」のステッカー表示がある大阪市内のコンビニエンスストア、スーパーマーケット、郵便局(大阪北郵便局、新大阪郵便局及び簡易郵便局を除く)、各環境事業センターなどで販売しています。



③ 手数料券はシールになっています。粗大ごみを出すときに、よく見えるところに貼ってください。

- 手数料券は払い戻しできません。購入される際にはまちがいのないよう十分に注意してください。
- 手数料券は再発行できません。紛失・破損・貼り付けのまちがい等がないようにしてください。
- 手数料券に有効期限はありません。

聴覚・音声機能・言語機能障がいなどのある方は
ファクシミリ・はがきで申込みができます

住所・氏名・粗大ごみの品目や大きさ、数量をファクシミリ用紙・はがきを書いて右記のとおりお申込みください。(ファクシミリの場合はファクシミリ番号もお書きください。)収集車が入れない場合は、ファクシミリ用紙に「進入不可」と書いてお送りください。

ファクシミリの場合

- ① ファクシミリ番号へ送信してください。
0120-53-4153
(通話料無料)
- ② 受付センターから収集日・受付番号・品目ごとの手数料をファクシミリでお知らせします。

はがきの場合

- ① お住まいの地域を担当する環境事業センターへはがきでお申込みください。
- ② 環境事業センターから、収集日・受付番号・品目ごとの手数料をはがきでお知らせします。

※生活保護を受けられている方、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援助付が決定されている方につきましては、申請により手数料の免除がうけられます。詳しくは、お住まいの地域を担当する環境事業センターにお問い合わせください。